

建設工事の最低制限価格・低入札価格調査基準額の算出について

(令和元年6月1日適用)

令和元年6月1日以降に入札公告を行う建設工事を対象に、最低制限価格並びに低入札価格調査基準額の範囲は、予定価格（税抜き）の10分の7から10分の7.5に、10分の9から10分の9.2に引き上げ、それぞれの範囲内で決定されます。

【最低制限価格・低入札価格調査基準額】

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%により算出した額（税抜き）で、千円未満に端数がある場合は、それを切り捨てた金額
(例)

算出額（税抜き）12,368,750円 → 最低制限価格 12,368,000円

ただし、

- ① 算出された金額が予定価格（税抜き）の10分の9.2を超える場合は、
予定価格（税抜き）に10分の9.2を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額。
- ② 算出された金額が予定価格（税抜き）の10分の7.5を下回る場合は、
予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額。ただし、千円未満に端数がある場合は、それを切り上げた額。

【低入札価格調査における自動失格基準】

設計額の直接工事費90%、共通仮設費90%、現場管理費90%、一般管理費55%のいずれかを下回ったとき（1円未満切り上げ）または入札額が、それぞれ算出額の合計を下回ったとき。（算出額の1円未満を切り上げた額の合計）

1円未満に端数がある場合は、それを切り上げた金額

(例)

項目	設計額	率	算出額	自動失格基準
直接工事費	34,567,890	90%	31,111,101.00	31,111,101
共通仮設費	2,345,678	90%	2,111,110.20	2,111,111
現場管理費	7,890,123	90%	7,101,110.70	7,101,111
一般管理費	1,234,567	55%	679,011.85	679,012
入札額				41,002,335

※ 低入札価格調査における自動失格基準の適用については、「横手市低入札価格調査判断基準」によります。

※低入札価格調査制度の適用対象工事については、変更ありません。